政令第六十九号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次に掲げる防火対象物

イ　別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(十六の二)項から(十七)項まで並びに(二十)項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの

二　次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ　別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(十二)項から(十四)項までに掲げる防火対象物

ロ　別表第一(三)項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）

第十条第一項第四号中「（危険物」を「（法第二条第七項に規定する危険物（別表第二において「危険物」という。）」に改め、「以上で」の下に「当該」を加え、同条第三項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万五千百三十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

別表中

六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六二〇円	一二、三六三円
五、一七〇円	六、一四八円	六、八三八円	七、九九五円	八、八八八円	九、三五〇円

を

六、一六〇円	七、九二三円	九、五五〇円	一〇、七八八円	一一、六五〇円	一二、三七五円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇一三円	八、九一八円	八九八円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三